

平成 20 年 10 月 7 日
入札監理小委員会
審議用資料

**見本市・博覧会情報総合ウェブサイト
(J-messe) 管理・運營業務
民間競争入札実施要項 (案)**

**見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）管理・運營業務
民間競争入札実施要項（案）**

平成20年10月7日
（独）日本貿易振興機構

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスの実現を目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）理事長は、公共サービス改革基本方針（平成19年12月24日閣議決定）別表において官民競争入札等の対象として選定された、機構の「見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理・運營業務」について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

2. 事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき事業の質に関する事項

(1) 事業の概要

- イ. 本事業は、国内外で開催される見本市・展示会（以下、「見本市等」という。）の情報や各種関連情報に関して、キーワードや業種・開催地ごとに検索できるデータベース「見本市・展示会情報総合ウェブサイト」（以下、「J-messe」という。）を機構が所持するマニュアルに基づいて管理・運営し、国内の中小企業等に対する海外見本市等の効果的な情報提供や、国内で開催される見本市等に関する海外への情報発信を通じて、内外の有望な出展者、来場者双方の参加促進を支援することを目的として実施するものである。
- ロ. このため、国内外の見本市等の開催情報の検索サービスや、「世界の展示会場」、「海外見本市レポート」、「見本市月間ランキング」などの様々な見本市等の関連トピックスを常時更新するとともに、メールマガジンなども活用した情報提供を行う。
- ハ. また、見本市等の情報を掲載したダイレクトリー「日本の専門見本市」（和英、年刊）を発行し、機構の国内外事務所、在日公館、外国政府機関等を通じ、国内中小企業等への情報提供や海外企業等へのPRに活用する。

(2) 事業の対象者及び規模

J-messeの管理・運營業務は、国内外で見本市等を実施する主催者、見本市等への出展又は来場を目的とする者、見本市等に関連する業務（例：会場設営、装飾、機材レンタル等）に従事する者等を主たる対象者として実施している。（このため、J-messeは和英2ヶ国語のサイトから成る。）なお、平成19年度におけるJ-messeに対するアク

セス件数（Visit 数）は年間約 56 万件（英語サイト 15%、日本語サイト 85%）、新規に登録又は情報を更新した見本市等の件数は年間約 3,200 件（海外 85%、国内 15%）を越している。

(3) 事業の内容

委託を受けることとなった民間事業者は、以下の業務を一括して実施することとする。

イ. 見本市等の情報に関する登録等の受付及び審査等業務

- (イ) 見本市等の主催者が J-messe の専用画面から随時入力・申請してくる見本市等の情報の新規登録又は更新について、見本市情報登録規定（別紙 1）に基づき、申請を受けた見本市等の内容を既登録情報との重複等に注意しながら確認するとともに、承認又は否認の審査を行う。なお、申請内容に不備がある場合には、見本市等の主催者のホームページ等で当該見本市等の内容を確認するとともに、メール、電話、FAX 等により直接申請者に内容の確認を行う。

注記：J-messe 上で見本市等の情報を入力し、登録申請するためには、主催者は初回のみ予め自身の情報（社名、住所、電話番号、メールアドレス等）を J-messe に登録する必要があり、自身の情報登録を済ませた主催者は、専用の画面から見本市等の情報を入力し、登録申請をすることができる。

こうして入力された見本市等の登録申請に関する情報は、J-messe の管理者用の画面で確認できる仕組みになっている。

また、「新規登録」とは、初めて J-messe を利用して情報を登録しようとする見本市等の主催者が、開催する見本市等の情報を新規に登録することをいい、「更新」とは、既に J-messe を利用して情報を登録したことのある見本市等の主催者が、開催する見本市等の情報を登録すること（既登録分の見本市等について次回以降の開催情報等を登録することを含む。）をいう。

- (ロ) 上記 (イ) の審査の結果、申請を承認する場合には、当該見本市等の情報を J-messe の管理者画面から登録又は更新する。なお、英語により申請が行われた場合には、別に定める翻訳を必要とする項目について和訳した上で登録又は更新をし、申請が日本語による場合には、英語による登録又は更新も併せて行うよう申請者に促す。
- (ハ) J-messe への登録又は更新作業が完了次第、申請者に確認のための完了通知のメールを送信する。また、申請を否認する場合には、申請者宛に否認を通知する旨のメール（否認の理由を明示すること）を送信する。なお、登録又は更新の申請を受けてから完了を通知するメール又は否認を通知するメールを送信するまでの一連の作業期間は、原則として 1 週間以内とする。

ロ. 見本市等の主催者への登録情報の更新依頼等業務

- (イ) J-messe に登録済みの見本市等の主催者に対し、主催者自身の登録情報（メールアドレス等）及び開催する見本市等の情報の更新を促すため、四半期ごとに J-messe の

データベース内に登録されている主催者のメールアドレス等の情報を整備し、Eメールの一斉送信による情報更新依頼を行う。なお、民間事業者が適切なEメールの一斉送信システムを有していない場合には、機構の一斉送信システムを利用して送信することとする。

注記：国内の見本市等の主催者には日本語、海外の見本市等の主催者には英語でそれぞれEメールを送信する。

- (ロ) 上記のメールの一斉送信のうち、エラーメールとなって送信できなかった見本市等の主催者に対しては、適切なフォローアップ作業を通じて、当該主催者自身の登録情報を最新の状態に維持する。

ハ. J-messe に登録されていない見本市等の主催者及び開催に関する情報の発掘業務

- (イ) 適切な手段を用いて、J-messe に未登録の見本市等の主催者、及びそれらの主催者が開催する見本市等を調査、発掘し、J-messe への登録を促すこと等により、登録件数の増加を図る。
- (ロ) 発掘した見本市等の主催者に対して J-messe の存在をメールで案内し、併せて、メール送信から 2 週間を過ぎ、かつ情報公開拒否の連絡がない場合には、機構が当該見本市等の情報を J-messe に登録、公開する旨の連絡をする。(実際に J-messe に登録する作業は民間事業者が行う。)
- (ハ) 上記 (ロ) によるメールの送信日から 2 週間を過ぎても見本市等の主催者自身による登録が行われず、かつ当該見本市等が機構により登録、公開されることを拒否しない場合には、J-messe に当該見本市等の情報を登録する。
- (ニ) 見本市等の主催者が機構宛に送付してくるパンフレットや見本市カレンダー等の中に J-messe に未登録の見本市等がある場合にも (ロ) 及び (ハ) と同様の措置を講ずる。(機構宛に届いたパンフレットや見本市カレンダー等については、機構から委託を受けることとなった民間事業者に転送される。)

二. J-messe 掲載情報の確認業務

登録されている見本市等の開催の有無、会期の変更、開催場所の変更、掲載内容の誤植、重複の防止などを会期 3 ヶ月前の見本市を対象に確認し、登録情報の質を確保する。

ホ. 「日本の専門見本市」の編集・印刷製本業務

- (イ) 当年度に J-messe に登録された見本市等の情報の中から、日本国内で開催される見本市等を抽出したダイレクトリー「日本の専門見本市」(印刷物)を作成すること。
- (ロ) ダイレクトリーの内容については現行のものを見直し、見やすさ、検索のしやすさなどの観点から、体裁、抽出、分類などの編集企画案を作成し、機構の承認を得ること。
- (ハ) 機構の承認を得た編集企画案に基づき、「日本の専門見本市」の日本語版(1,200部)

及び英語版（1,200部）を各々印刷製本し、電子媒体（PDF版）とあわせて各年度3月末までに機構に納品し、機構が指定する宛先に送付する。（送付先のリスト、封筒は機構が民間事業者に提供し、封緘作業、ラベル出力、ラベル貼りの作業は民間事業者が行う。また、送料は、民間事業者が請負契約額の中から負担する。）

へ. コンテンツ情報の更新等業務

(イ)「海外見本市レポート」：機構が執筆・作成する「海外見本市レポート」を以下のa.～d.の手順に従ってJ-messeにアップロードする（頻度：毎月1回、15日に更新）。なお、当該年度において「海外見本市レポート」に取上げる見本市等の名、記事タイトル、掲載月等に関するスケジュールについては、予め機構から民間事業者に提示する。

【手順】

- a. 機構は、「海外見本市レポート」としてJ-messeに掲載する原稿を毎月月初に民間事業者に提供する。
 - b. 民間事業者は、掲載の1週間前までに原稿をhtml形式にコンバートし、仮URLにアップし、機構に報告する。
 - c. 機構は掲載の2日前までに確認し、民間事業者に掲載を了承する旨の連絡をする。
 - d. 民間事業者は掲載の当日に、機構が了承した原稿をサイトにアップする。
- (ロ)「月間ランキング」：機構のウェブライザーで集計したJ-messeへのアクセス件数に基づき、「月間ランキング」を作成し、J-messeにアップロードする。（頻度：毎月1回）
- (ハ)「新着見本市」：新たに登録又は更新した見本市等の情報を検索し、J-messeの「新着見本市サイト」にリンクをはる。（頻度：毎週1回程度）
- (ニ)「展示会参加・開催報告」：機構が参加・主催した見本市等の報告書をhtml形式にコンバートし、J-messeに掲載する。なお、原稿の原案は機構が作成し、民間事業者に提供する。（頻度：毎月1回程度）
- (ホ)「出版物」：「世界の見本市ビジネス動向調査報告書」、「日本の専門見本市」等見本市等に関する機構の出版物についての情報を更新し、J-messeに掲載する。（頻度：随時）
- (ヘ)「世界の展示会場」：世界の展示会場の情報を更新する。J-messeに掲載する内容の確認は機構と民間事業者が連携して行う。（頻度：随時）
- (ト)「お知らせ」：各種お知らせ情報のJ-messeへの掲載。（頻度：毎月1～2回程度）
- (フ) 民間事業者が5.(2)ロ.(ホ)の事業計画cにおいて計画した新規コンテンツのうち、機構が承認したものを制作する。

ト. メールマガジンの作成と配信業務

毎月1日と15日の配信日(土日祝祭日の場合は翌営業日)に合わせ、その間のJ-messe

の更新内容等や開催2ヶ月前となった主要な見本市等の情報（海外・国内各5件ずつ）を紹介するメールマガジンの原稿を、機構と調整のうえ作成し、配信日の2日前までに機構に提出する。（平均文字数4,500字程度）また、内容について機構の承認を得て、配信を行う。送信方法については2.(3)ロ.(イ)と同様とする。

チ. J-messe を紹介する広報業務

民間事業者は、J-messe へのアクセス件数、見本市等の新規登録又は更新件数を増加させるため、適切な媒体の選定、素材の作成等を通じた J-messe の効果的な広報を行う。但し、広報媒体等に関する具体的な計画については、事前に機構の承認を得るものとする。

リ. 機構における定例会議への参加

契約期間中、概ね月1回の頻度で機構の東京本部内にて開催される、J-messe の運営に関する定例会議に民間事業者の主担当者1名以上が出席し、上記イ.～チ.に係る業務についての進捗状況を機構展示事業部の J-messe 担当者に報告する。また、定例会議の場以外でも、必要に応じて業務の進捗状況を報告する。

ヌ. 外部からの問い合わせへの対応業務

外部から J-messe に掲載した情報に関して寄せられる電話、Eメール、FAX等による問合せに対しては、契約期間中の月曜日～金曜日の9:00-17:00（祝祭日除く）の間に適切かつ速やかに対応する。また、民間事業者の保有する情報で対応が困難な場合は適宜機構に相談・報告する。

(4) 事業の実施にあたり確保されるべき質

- イ. J-messe へのアクセス件数（Visit数）は、年間56万件以上を維持すること。
- ロ. 見本市等の新規登録件数は年間100件以上を維持すること。
- ハ. 見本市等の更新件数は、年間3,100件以上を維持すること。
- ニ. コンテンツの内容の正確性を維持すること。
- ホ. 各業務において機構が設定した期限を厳守すること。

(5) 契約の形態及び支払い

- イ. 契約の形態は請負契約とする。
- ロ. 機構は、請負契約に基づき民間事業者が実施する請負事業について、8.(1)イに示す報告を受け、適正な運営がなされていることを確認した上で、半期ごとに、報告を受けた月の翌月末までに、契約金額の1/4に相当する額を民間事業者に支払うこととする。
- ハ. (4)イ～ホに記載した要件を全て満たした上で、民間事業者が見本市等の新規登録件数及び更新件数について当初想定した規模を上回る業務実績を上げた場合には、次

の方法にて新規登録件数、更新件数それぞれについて算出した報奨金の合計額を年度ごとに支給することとする。

見本市等の新規登録件数及び更新件数の実績が(4)ロ及びハにおいて維持するべき件数として記載した件数(100件、3,100件)に対して、

- a. 10%以上増加した場合・・・ $A \times 1\%$ (報奨金)
- b. 20%以上増加した場合・・・ $A \times 2\%$ (〃)
- c. 30%以上増加した場合・・・ $A \times 3\%$ (〃)
- d. 40%以上増加した場合・・・ $A \times 4\%$ (〃)

$A = \text{契約金額} \div 2 \text{年契約}$

3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。

4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条(第11号を除く)に該当しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。(なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。)
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 機構の「競争参加資格審査規程」第3条第1項に定める競争参加資格者名簿に記載された者であり、平成19・20・21年度分の競争参加資格として、機構の「競争参加資格審査基準に関する内規」第5条の規定に基づき、業種区分「役務の提供等」のB、C等級に格付けされている者であること。
- (5) 独立行政法人日本貿易振興機構競争参加資格審査規程第8条又は第9条の規定(別紙2)に該当しないものであること。
- (6) 機構から指名停止されている期間中の者でないこと。
- (7) 本実施要項に記載する事項のとおり業務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了できるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- (8) 法人税及び消費税等の滞納がないこと。
- (9) 単独で当該業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体(当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、上記(1)～(8)の要件を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となり、または、単独で参加することはできない。なお、共同事業体結成に関する協定書(またはこれに類する書類)を作成し、入札書等と併せて提出すること。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール

- イ. 入札公告 : 平成 20 年 11 月上旬頃
- ロ. 入札説明会 : 平成 20 年 11 月上旬頃
- ハ. 質問受付期限 : 平成 20 年 11 月中旬頃
- ニ. 入札書提出期限 : 平成 20 年 12 月上旬頃
- ホ. 企画書の審査（及びプレゼンテーション） : 平成 20 年 12 月中旬頃
- ヘ. 開札及び落札者の決定 : 平成 21 年 1 月中旬頃
- ト. 契約締結 : 平成 21 年 4 月 1 日

(2) 入札の実施手続き

イ. 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下、「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、機構が指定する場所まで提出すること。

- (イ) 入札金額（契約期間内の全ての請負事業に対する報酬の総額の 105 分の 100 に相当する金額）を記載した書類（入札書）
- (ロ) 総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。）
- (ハ) 日本貿易振興機構競争参加資格等級決定通知書の写し（封緘し、同封とせず別添とする）
- (ニ) 法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

ロ. 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、企画提案の内容として明らかにされる業務の質に関する評価を受けるため、次の事項を記載すること。

- (イ) 組織的基盤に関する事項
 - a. 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成 18 年 7 月 5 日政令第 228 号）第 3 条に規定する特定支配関係にある場合その者（以下「親会社等」という。）に関する上記情報
- (ロ) 経理的基盤に関する事項（次の書類を添付すること。）
 - a. 登記事項証明書
 - b. 直近 3 期分の法人税確定申告書の写（税務署受付印のある申請書一式。財務諸表も添付すること。なお、直近の決算月が入札日から 3 ヶ月以上遡る場合は、入札日が属する月の全月末まで残高試算表を添付すること。）
 - c. 申請月を含む向こう 6 ヶ月間の資金繰り表

- d. 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）

(ハ)実績

ウェブコンテンツ関連、展示会関連類似事業の3年以内の実績例。

(ニ)実施体制

- a. 業務責任体制（責任者名、事業担当者名、責任者と事業担当者の役割分担など）
- b. 業務従事者の配置
- c. 機構との連絡体制

(ホ)事業計画

- a. アクセス件数（特に海外からの件数）、新規登録件数及び更新件数の増加のための広報計画。（広報媒体の選定・広報素材の作成や有効な配布方法、広報デモのアイデア等。）
- b. 見本市等の新規登録件数及び更新件数の増加のための業務計画。（業務フローの改善案等）
- c. 上記 a. 及び b. の促進に資する新規コンテンツの制作に関する計画。
- d. 2. (3) 事業の内容に記載の業務全般を適切に行うための業務計画・留意事項。

6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

請負事業を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

(1)評価方法

- イ. 審査は必須項目審査及び加点項目審査により行う。次の必須審査項目については、その全てを満たした提案には基礎点 50 点を与え、その一つでも欠ける提案は不合格とする。

(イ) 経理的基盤

請負事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有していること。

（評価項目）

直近 3 期分及び直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないこと及び累損がないこと。

(ロ) 実施体制

請負事業を確実に遂行できるだけの業務責任体制（責任者と事業担当者の役割分担、業務従事者の配置、機構との連絡体制など）の計画を立案していること。

(ハ) 事業計画

上記 2. (3) の請負事業の実施に当たり必要な内容を網羅した事業計画を立案していること。

- ロ. 次の加点審査項目については、各項目について右に掲げる配点基準に従い採点を行い、加算点とする（0 点～50 点）。

(イ) 企画案（企画の質・量に応じて 0 点～30 点）

- a. 見本市等の主催者自身が情報更新をするように促す効率的な方法・手段があれば提示されているか。(6点)
- b. J-messe に登録されていない見本市等を発掘するための効率的な方法が提示されているか。(6点)
- c. J-messe へのアクセス増加につながるような新規コンテンツの企画、提案がなされているか(6点)
- d. 「日本の専門見本市」作成に係る編集業務が効率的に行われる提案がなされているか。(6点)
- e. 効果的な広報案が示されているか。(6点)
- (d) 実績(実績の質・量に応じて0点~10点)
 - a. 見本市・展示会・イベント関連(例:官公庁、地方自治体、業界団体、業界誌等のHPで紹介されているイベント(セミナーや観光関連行事等))のデータベースの管理・運営業務を行ったことがあるか。(5点)
 - b. 見本市・展示会・イベントに関連する調査業務を実施したことがあるか。(5点)
- (h) 業務実施体制(内容に応じて0点~10点)
 - a. 見本市に関する専門知識(例:世界の主要見本市に関する情報や、見本市の運営、昨今の見本市ビジネスの動向等に関する知識)を有し、業務内容の全体把握をした上で、機構に対して適切な報告を行うことができる専任の担当者が配置されているか(5点)
 - b. 不測の事態にも対応できる体制作りがなされているか。(5点)

(2) 落札者の決定

- イ. 上記(1)の評価方法における必須審査項目を全て満たし、機構の予定価格の制限の範囲内で、かつ、基礎点及び加算点の合計点を入札価格(予定価格の制限の範囲内であるものに限る。)で除して得られた値が最も高い者を落札者とする。
- ロ. 必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- ハ. 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記の値の最も高い者を落札者とする事ができる。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

機構は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合または再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙のとおり。

8. 民間事業者が機構に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が構すべき事項

(1) 民間事業者が機構に報告すべき事項、機構の指示により講ずべき措置

イ. 報告等

(イ) 民間事業者は、契約締結日から起算して3ヶ月を経過するごとに、経過の日から1ヶ月以内に、請負事業の実施状況を「四半期報告」として機構に報告しなければならない。

また民間事業者は、各年度の事業が終了した日が属する月の翌月末までに、「年度末報告」として、請負事業の実施内容（①：J-messe へのアクセス件数、②：J-messe に登録されている見本市等の主催者のアドレス件数、③見本市等の新規登録件数、④見本市等の更新件数、⑤英文登録内容の和文への翻訳件数、⑥必要なコンテンツに関する期限内の更新状況（新着見本市登録件数、月間ランキング、海外見本市レポート、展示会参加・開催概要、出版物、世界の展示会場等）⑦掲載情報の正確性の維持に関する状況、⑧メールマガジンの作成状況、⑨「日本の専門見本市」の印刷製本及び納品の状況）について機構に報告しなければならない。

また上記以外にも、必要に応じて機構から求められた場合は、適宜、報告を行うこととする。

(ロ) 民間事業者は、請負事業に関するクレームやトラブルについて、その内容及び対処方法を速やかに機構に報告しなければならない。

ロ. 調査

(イ) 機構は、請負事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、請負事業の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(ロ) 立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ハ. 指示

機構は、請負事業を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

イ. 個人情報の保護並びに秘密の保持

- (イ) 民間事業者は、個人情報収集及び保管し、又は使用するに当たっては、請負事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。民間事業者は、これらの個人情報を、自ら行う事業若しくは機構以外の者との契約に基づき実施する事業に用いてはならない。
- (ロ) 民間事業者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
- (ハ) 民間事業者、その役職員その他請負事業に従事する者又は従事していた者は、請負事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

イ. 事業の開始及び中止

- (イ) 民間事業者は、契約が締結された日から請負事業を開始すること。
- (ロ) 民間事業者は、やむを得ない理由により請負事業を中止しようとするときは、予め機構と協議し、承認を得なければならない。

ロ. 公正な取扱い

民間事業者は、請負事業の実施において見本市等の主催者及び J-messe の利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

ハ. 金品等の授受の禁止

民間事業者は、請負事業の実施において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

ニ. 宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、「独立行政法人日本貿易振興機構」及び「見本市・展示会情報総合ウェブサイト (J-messe)」の名称並びに機構の保有するロゴなどを請負事業以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。）。また、自ら行う事業が請負事業「見本市・展示会情報総合ウェブサイト (J-messe) の管理・運営」の業務の一部であるかのように誤認されるおそれのある行為をしてはならない。

ホ. 機構との契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、J-messe の見本市等の詳細画面を利用して、自ら行う事業（機構との契約に基づく事業を除く。）、若しくは機構以外の者との契約に基づき実施する事業を行ってはならない。

ヘ. 記録及び帳簿

民間事業者又は民間事業者であった者は、請負事業の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、請負事業を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、保管しなければならない。

ト. 権利の譲渡

民間事業者は、請負契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

チ. 権利義務の帰属

民間事業者は、請負事業の実施が第三者の特許権、著作権、その他の権利に抵触するときは、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

リ. 再委託

(イ) 民間事業者は、機構から委託を受けた本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(ロ) 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則としてあらかじめ企画書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法（以下、「再委託先等」という。）について記載しなければならない。

(ハ) 民間事業者は、委託契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で機構の承認を得ることとする。

(ニ) 民間事業者は、前記(ロ)または(ハ)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(ホ) 再委託先は、前記の個人情報等の管理、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、機構との契約によらない自らの事業の禁止、料金の徴収等及び権利義務の帰属については民間事業者と同様の義務を負うものとする。

ヌ. 契約内容の変更

機構及び民間事業者は、請負事業の質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を提示し、それぞれ相手方の承認を得なければならない。

ル. 契約の解除

機構は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、民間事業者に対し委託費の支払いを停止し、契約を解除することができる。

なお、機構が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の10分の10に相当する金額を機構に納付するとともに、機構との協議に基づき、請負事業の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。

(イ) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

(ロ) 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条（第11号を除く。）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

(ハ) 契約に沿った請負事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

(ニ) (ハ)に掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があった

とき。

(ホ)法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(ハ)法令または契約に基づく指示（本実施要項に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。）に違反したとき。

(ト)民間事業者又はその役員その他請負事業に従事する者が、法令又は契約に違反して J-messe に登録した見本市等の主催者等の住所や電話番号等、請負事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。

(チ)暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

(リ)暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

ヲ. 損害賠償

民間事業者は、民間事業者の故意又は過失により機構に損害を与えたときは、機構に対し、その損害について賠償する責任を負う。

ワ. 不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責に帰することができない事由により請負事業の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能になったりした場合は責任を負わない。

カ. 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と機構が協議する。

(4)機構の監督体制

「見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）」全体に係る監督及び実施要項に基づく民間競争入札に係る監督は、機構の展示事業部展示事業課が行い、展示事業課長を責任者とする。

9. 請負事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

本事業を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他本事業に従事する者が、故意又は過失により、本事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、

(1) 機構が当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責に帰すべき事由が存する場合は、機構が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 民間事業者が民法第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存するときは、民間事業者は機構に

対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 事業の実績評価に関する事項

(1) 調査の実施時期及び実施方法

機構は、請負事業の実施状況については、毎年3月末日時点における状況を調査し、調査にあたっては、民間事業者の実績と従来の実績との比較を行う。なお、平成22年3月末日時点における実施状況は、内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえて調査する。

(2) 調査項目

- イ. J-messe へのアクセス件数
- ロ. J-messe に登録されている見本市等の主催者のアドレス件数
- ハ. 見本市等の新規登録件数
- ニ. 見本市等の更新件数
- ホ. 英文登録内容の和文への翻訳件数
- ヘ. 必要なコンテンツに関する期限内の更新状況
- ト. 掲載情報の正確性の維持に関する状況
- チ. メールマガジンの作成状況
- リ. 「日本の専門見本市」の印刷製本及び納品の状況

注記：掲載情報の正確性の維持については、開催 2 ヶ月前となった主要な見本市等の情報をメールマガジンにて配信（海外・国内各 5 件ずつ）する際、民間事業者が作成する当該メールマガジンの原稿の内容を機構が確認する方法によりモニタリングを行う。

(3) 意見聴取等

機構は、必要に応じ、民間事業者等から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

11. その他事業の実施に際し必要な事項

(1) 事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

イ. 事業実施状況等の報告及び公表

機構は、民間事業者の請負事業の実施状況について、10. に掲げる評価を行った後、毎年度、官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、公表する。

ロ. 立入検査、指示等の報告

機構は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会に通知する。

(2) 民間事業者の責務

- イ. 本事業に従事する者は刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ロ. 民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は機構を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。
- ハ. 民間事業者は、法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 56 条に基づき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

別紙 1：見本市情報登録規定

1. 見本市情報の登録申請者制限

見本市データベースへの見本市情報登録・修正の申請については、原則主催者及び事務局関係者またはその正式な代理人が、その資格を有する。

2. 登録対象見本市の制限

下記に掲げる項目に該当するイベントについては、見本市データベースの登録対象外とする。なお、主催者等より、これらに該当するイベントの登録申請がなされた場合は、申請を否認すること。

【登録対象外のイベント】

- ・ 展示面積(net)が1,000㎡未満のイベント
- ・ セミナー、講演会など（見本市併催の場合は指定項目に記入）
- ・ 即売会、バザールなど商談ベースではないイベント
- ・ ファッションショー（バイヤーが集まるショーは登録可）
- ・ 来場者が限定されている単独企業開催のPR型イベント
- ・ 反社会的行為に結びつく恐れのあるイベント
- ・ 社会の安全性、信頼性を損なう恐れのあるイベント
- ・ その他、関係法令および通達に抵触すると思われるイベント
- ・ その他、ジェットロが不適切と判断したイベント

3. 見本市情報の重複登録の禁止

重複する見本市情報の登録を禁止する。（同名称の見本市でも会期、開催地などが異なるものは別見本市扱いとする。なお、名称が多少異なっても、会期、会場、出展内容から見て同じ見本市の可能性もあるので注意すること。）

なお、既に登録されている見本市と同じ見本市情報の登録・申請がなされた際には、当該情報を登録した者にその旨連絡し、どちらの情報を優先するかを確認させる。不採用になった見本市情報については、速やかに見本市データベースから削除すること。

別紙 2：独立行政法人日本貿易振興機構競争参加資格審査規程（一部抜粋）

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人日本貿易振興機構規程第 37 号

（競争に参加させることができない者）

第 8 条 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、競争に参加させることができない。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

（競争に参加させないことができる者）

第 9 条 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があつた後、2 年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 競争に参加する資格を得ようとして故意に虚偽の申請を行った者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		17年度	18年度	19年度
(機構東京本部)				
人件費	常勤職員	1,907	2,736	2,748
	非常勤職員	0	0	0
物件費		640	4,702	4,728
委託費等		20,377	19,980	19,178
計(a)		22,924	27,418	26,654
参考値	減価償却費	44	43	42
	退職給付費用	120	99	238
(b)	間接部門費	312	293	278
(a)+(b)		23,400	27,853	27,212

(注記事項)

1. 各費目の内容は以下のとおりである。

- ・人件費:職員基本給、職員諸手当、賞与、社会保険料
なお、機構が配置する職員の異動により、17年度と18年度で人件費の額が変動している。
- ・物件費:印刷製本費、発送費、広告宣伝費、通信費、光熱水道費、賃借料等
なお、17年度と18年度以降の差に関する主な要因は、広告宣伝費によるものである。
- ・委託費等:業務委託費

2. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下のとおりである。

- ・減価償却費:機構の事務スペースに係る減価償却費を計上している。
- ・退職給付費用:年間退職給付所要額を職員総数で除したものに入札対象業務の実施に要した人員数(業務従事割合を加味)を乗じて算出している。
- ・間接部門費:法人共通の間接部門として、総務部各課(総務課、人事課、広報課、秘書室、経理課、管理課)、企画部情報システム課、監査室を対象にし、職員数の割合及び入札対象業務への業務従事割合等を基準に配賦している。

3. 外部委託を実施している主な事務・事業及び契約金額

(業務委託)

- ・業務内容:見本市等の主催者の登録情報の更新等業務、見本市等の情報に関する登録等の受付業務、J-messeに未登録の見本市等の主催者及び開催情報の発掘業務、「日本の専門見本市」の印刷製本業務等
- ・契約額: 17年度 15,798千円、18年度 14,988千円、19年度 14,992千円

(労働者派遣)

- ・業務内容:ウェブコンテンツの作成、メールマガジンの作成、外部からの問合せへの対応、アクセス件数の調査、ログ解析等

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	17年度	18年度	19年度
(機構東京本部)			
常勤職員	0.2857	0.2857	0.2857
非常勤職員	0	0	0
(業務従事者に求められる知識・経験等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・データベース、ウェブシステム、見本市等に関する専門知識を有し、データベースのコンテンツの入力・更新(システム構造の改修を伴わない)を適正かつ迅速に行うことが求められる。 ・業務を円滑に遂行する観点から、本入札対象業務に類似する業務の処理経験を持ち、業務遂行に係る問題解決に必要な十分な知識・能力を有していることが求められる。 ・情報を一元的に管理・把握し、品質管理に関して一義的な責任を負える体制を常時整えていることが求められる。 			
(業務の繁閑の状況とその対応)			
<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて大きな繁閑の変動はないが、入札対象業務のうちの「日本の専門見本市」の編集業務は毎年度1月から2月にかけて行うことを前提にスケジュール管理を行うことが望まれる。 			
(注記事項)			
<ul style="list-style-type: none"> ・入札対象業務に年度を通じて直接従事した常勤者及び非常勤者の人数を記載している。 ・機構が配置している常勤職員は1名だが、民間競争入札の対象業務以外の業務と兼務しているため、当該業務に携わる比率を考慮して算定している。人員数は1人の職員が1年間対象業務に従事した場合を1として算定した数値を記載している。 <p>対象業務に係る工数70人日 ÷ (年間業務日数245日) = 0.2857人</p>			

3 従来の実施に要した施設及び設備

<p>事務所: 独立行政法人日本貿易振興機構 展示事業部 展示事業課 東京都港区赤坂1-12-32</p> <p>設備: パソコン3台(J-messeデータベース保守専用端末1台、J-messeデータベースコンテンツ等更新用端末2台)、サーバー、メールサーバー送信システム(WEBCAS)、電話、FAX機、コピー機、プリンター、インターネット通信用接続機器</p>
(注記事項)
<ul style="list-style-type: none"> ・機構の施設の中で、民間事業者が使用できる事務スペース、執務スペースはありません。また、原則として、機材の貸与等も行いません。

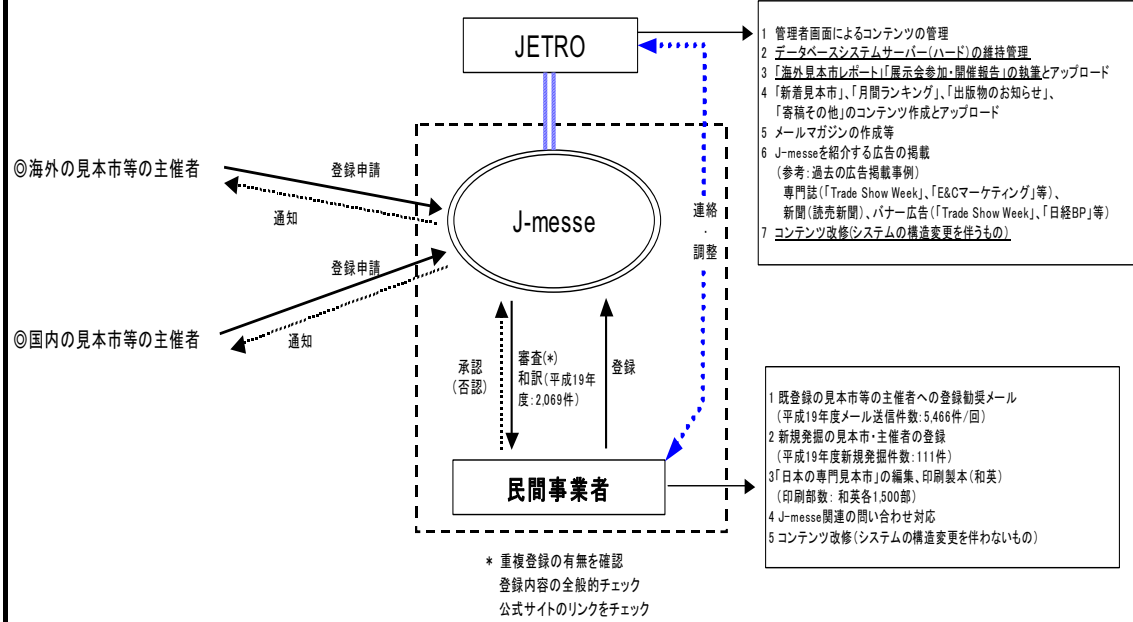
4 従来の実施における目的の達成の程度

	17年度		18年度		19年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
J-messeへのアクセス件数	534,000	399,535	399,535	522,397	520,000	568,395
見本市等の新規登録件数	2,827	3,199	100	103	100	111
見本市等の更新件数			3,099	3,100	3,100	3,276
(注記事項)						
<ul style="list-style-type: none"> ・入札対象業務は内外の見本市等の主催者、参加者等への情報提供を主な目的としていることから、J-messeへのアクセス件数、見本市等の新規登録件数、見本市等の更新件数を達成すべき目標として設定した。なお、本指標は機構の経営方針・目標を設定する際にも活用しているものである。 ・上記実績は、各年度末におけるJ-messeデータベース内の数値から把握した。 ・平成17年度は、見本市等の新規登録件数と更新件数に係る目標と実績の件数について、合計のみを把握している。 ・平成17年度の目標・計画値は平成16年度の実績をもとに設定したが、平成16年度から平成17年度にかけてJETROのホームページの改訂に伴いアクセス件数のカウント方法が変更されたため、目標・計画値と実績値が乖離している。なお、平成21年度以降、アクセス件数のカウント方法を変更する予定はない。 						

5 従来の実施方法等

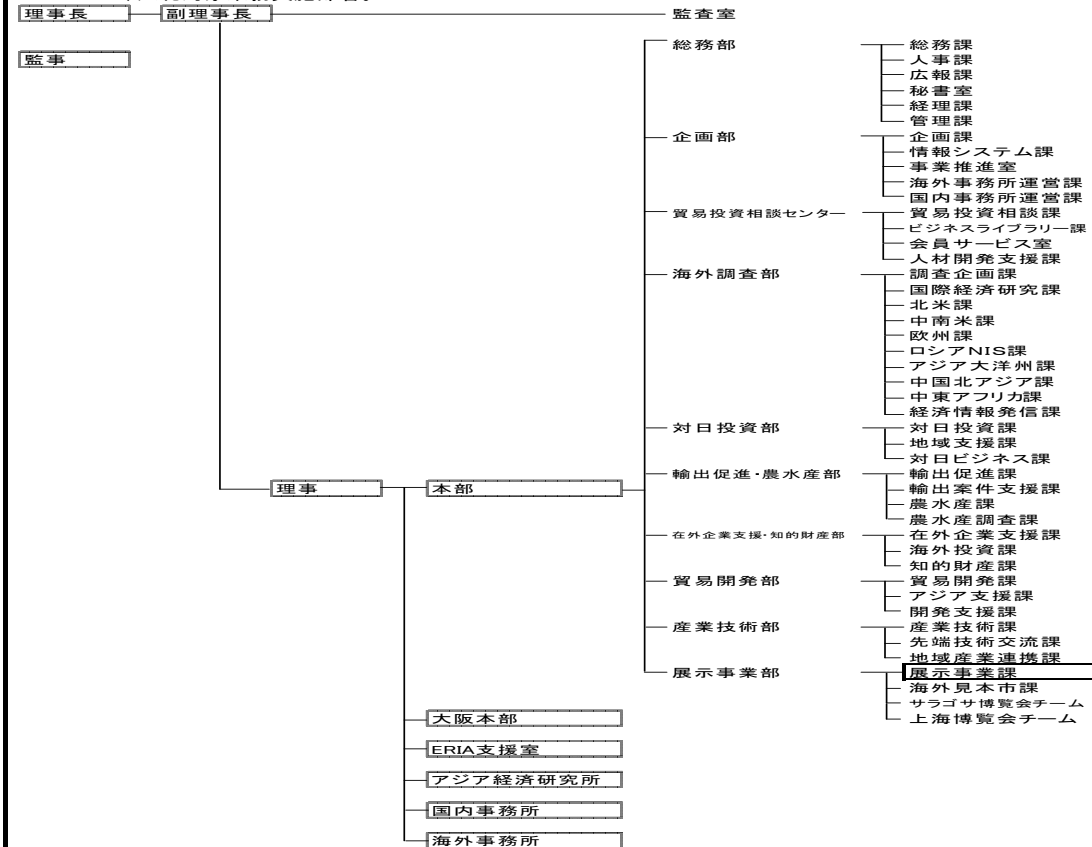
従来の実施方法(業務フロー図等)

※下線付きの業務については入札実施後も機構が行う予定。



組織図(20年6月現在)

は、入札対象業務実施部署。



(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- ・データベース、ウェブシステム、見本市等に関する専門知識を有し、データベースのコンテンツの入力・更新を適正かつ迅速に行うこと。
- ・各業務の作業期限を厳守するとともに、作業初期段階での入力ミスや翻訳間違いなどが無いよう、関連処理すべてに関して十分な品質管理を維持すること。
- ・J-messeへのアクセス件数(年間56万件以上)を維持すること。
- ・見本市等の新規登録件数(年間100件以上)を維持すること。
- ・見本市等の更新件数(年間3,100件以上)を維持すること。
- ・外部からの問合せに対し、迅速かつ的確に対応すること。

